

和歌山県空家等対策推進協議会（第二回） 議事録

1. 開催日時：平成 29 年 2 月 8 日（水） 10 時 00 分～11 時 40 分
2. 開催場所：ホテルアバローム紀の国
3. 出席：委員（5 名）角松委員、平田委員、藤田委員、柳川委員、南委員
行政（県 7 名、市町村 39 名、法務局 1 名）
オブザーバー（5 名）
事務局（5 名）中西局長、明石副課長、豊田課長補佐、伊勢川班長、玉井主査

決定事項

- ・和歌山県特定空家等の判断基準について、提案通りで決定
（表紙の文面に 1 か所読点を追加、表紙に「策定日」「和歌山県空家等対策推進協議会」を追記）
- ・来年度の協議会の取組みについて、提案通りで決定

ご意見

◆特定空家等の判断基準の取扱い

- ・（A 委員）資料 3 の修正箇所、P 1 の新しく追記されたところについて、この基準は特定空家等の基準を策定する際の参考であって、判定票のほうでも各市町村が要件を付加することを妨げるものではないという説明がありましたので納得したところです。その際少し気になったのは、資料 3 の一番上の行の右側の改正理由のところ、最低限の基準というのが書かれており、この最低限の基準という言葉がやや誰にとって、何についての最低限なのかというのがややあいまいな部分があります。ここで伝えたいことは基準の詳細度という意味で最低限でみんなが合意できる内容だということで、今後さらに詳しい内容を市町村で策定することは妨げない、そういうことだと理解しました。この最低限の基準だということが独り歩きすると、この基準を満たされていない以上は特定空家等と認定できないという風に行動を制約するといった最低限という風に理解される恐れがあるかなと思いましたので、説明いただいたとおりに思います。その趣旨をもう一度ご説明いただければと思います。

その次の行、一つの項目で例えば評点が 100 点を超えた空き家があっても、すべての状態、すべての項目について調査をするものとするという箇所でございます。それはそれでよろしいと思いますが、この趣旨は、説明のとおり、措置を講ずる際にはすべての項目を調査しておいたほうが、より適切な行動がとれるだろうという趣旨だと理解いたしましたので、状況によっては、100 点を超えたところでいったん、特定空家等と認定したうえで、それから措置を講ずるまでの間に、すべての項目については調査を終えるということも可能なのではないかと思います。そういう理解で間違いはないかということを確認させていただければと思います。

→（事務局回答）一点目ですが、最低限の基準であるということですが、ご指摘のとおりです。各市町村、委員の方に合意していただける最低限度の基準、項目を設けておりますので、また今後基準の見直し等で最低限としている基準が、増える場合もあります。

2 点目ですが、可能な限りすべての項目を調査するということですが、当然、特定空家等になる基準はいろいろですが、委員ご指摘のとおり、当面重要な部分だけ調査し、指導などを行い、勧告を行っていくうえで、詳細な調査が必要であれば、すべての項目について調査

して点をつけていくということも可能と考えております。以上です。

・(A委員) 資料4の判断基準案の冒頭の説明書きですが、この基準をの後に読点を入れておいたほうが、より正確ではないかなと思いました。

・(会長) 今日の議論のなかでは大きな変更点というのはないと考えていますが、よろしいでしょうか。細かい修正点としては、点を加えるということがありましたし、P1の変更点に関しては最低限の基準というものに関して、その解釈の仕方に関して確認が行われたと思います。市町村の皆様は実際に基準を運用していただくうえで、本日の意見を参考にしていただき、和歌山県特定空家等の判断基準については、今回の事務局案のとおり、読点は一つ入れますけれども、協議会の基準としたいと思いますが、委員並びに市町村の皆様以上でよろしいでしょうか。

それでは、本日策定の判断基準をベースに、市町村の皆様には、市町村の独自の判断基準を策定いただきたいと思います。

◆来年度の協議会の取組み

特に意見なし